



Title	隣接法律専門職の業務範囲と弁護士法七二条：行政書士による相続手続の事例
Author(s)	池尻, 範枝
Citation	阪大法学. 2022, 71(6), p. 117-150
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/87408">https://doi.org/10.18910/87408</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 隣接法律専門職の業務範囲と弁護士法七二一条

——行政書士による相続手続の事例——

池 尻 範 枝

## はじめに

わが国には、弁護士をはじめとして、司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、公認会計士など多数の法律専門職が存在する。一般に、弁護士を除く法律専門職を、「弁護士の職域に隣接する範囲を専門職域とする法律専門職」という意味で隣接法律専門職<sup>(1)</sup>という。

各法律専門職が扱う業務は、弁護士法、司法書士法、行政書士法など各法律専門職制度の根拠となる法によって、それぞれ独自の業務範囲が定められている。弁護士が扱う法律事務に比べ、隣接法律専門職が扱う法律事務の範囲は、特定の事務の範囲内に狭く限定されており、わが国特有の隣接法律専門職の種類の多さと業務範囲の複雑さは、法律事務の需要に対する最適なサービスの提供を妨げる要因になっている。

従来、隣接法律専門職は、司法書士は登記業務、税理士は税務申告、行政書士は許認可申請など独自の専門分野の業務に従事し、弁護士や他の隣接法律専門職と差別化を図り、自らの存在価値を維持すると共に、業務の幅を拡

げる努力を行つてきた。しかし近年、司法制度改革による弁護士の増加や隣接法律専門職の職域拡大、IT化の急速な進展による法律事務の効率化や簡略化など、社会の様々な変化の中で、法律事務の相対的な減少が避けられず、業務獲得が難しくなってきた。今後も法律専門職が、専門分野の知識や能力を活かし、人々の需要に応える存在であり続けるためには、社会の変化に応じた対策が必要である。

法律専門職が扱う業務には、法が定めた独占業務の他に、法定の有無に関わらず何人も行うことが可能な非独占業務がある。業務が減少すれば、独占・非独占の両方の分野で業務獲得の競争が激しくなり、職域拡大の動きも活発になる。他の法律専門職の独占業務の範囲に踏み込めば違法となり、いわゆる業際問題に発展することもある。

隣接法律専門職が業務を遂行する上で問題になりやすいのが、弁護士法七二条による法律事務の制限である。弁護士法七二条（以下「七二条」という。）は、弁護士でない者が紛争性のある法律事務を扱うことの禁止する規定であるが、法律の解釈や紛争性に対する認識が異なり、事案も様々であるため、禁止される「法律事件」に該当するかどうかの判断が必ずしも明確とはいえない。司法制度改革による弁護士の大幅増のため自らの業務の拡大に努める弁護士と、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務認定制度や裁判外紛争解決（ADR）制度<sup>(2)</sup>の創設等により司法分野に業務を拡大してきた隣接法律専門職の双方にとって、隣接法律専門職の業務範囲と七二条に関する問題は、今後の法律専門職制度全体の在り方に関わる重要な問題である。解釈に関する論争は続いているが、この問題に関してはこれまで実務に即して詳細に検討され公表された研究は見られない。隣接法律専門職の業務に係る根本的な制度的問題を解決するためには、問題点の指摘に止まらず事例に即した検討が望まれる。

本稿では、隣接法律専門職と七二条の業界問題に注目し、実務に即して考察する。まず、法律専門職全体を取り巻く環境が各職域に与えてきた影響を概観し、問題の前提となる事実を見据えた上で、業際問題の本質を問う。次

に、隣接法律専門職のうち行政書士が扱う相続手続を事例とし、隣接法律専門職と七二条の業務範囲に係る問題点について具体的な手続に即して考察する。行政書士が扱う相続手続を取り上げるのは、以下の理由による。まず、各隣接法律専門職の独占業務の性質は異なるが、それぞれ七二条との関係で同様の問題を抱えている。行政書士の業務は、行政書士法により書類作成業務や代理行為、相談業務などが幅広く法定される一方、他の法律で制限されている業務は行うことができないと定められている。そのため、他の法律専門職の業務を限定する法律が行政書士の業務を拘束するので、他の法律専門職の業務範囲に影響を受ける。また、行政書士が扱う法律事務の多くが、弁護士が扱う法律事務と重なるため弁護士法七二条との関係が深い。相続手続は、弁護士をはじめ複数の法律専門職が関わることができるのであるが、幅広い手続に携わることができる行政書士にとって今後も主要な業務となる。しかし相続人間で争いになるケースも多く、七二条の問題に直面する危険を伴う業務であり、本稿で考察する素材として適している。

## 一 法律専門職の業務範囲に関する問題

### 1 法律専門職の業務に影響を及ぼす社会の変革

法律専門職が置かれる状況の変化に大きな影響を与えたのが、司法制度改革<sup>(4)</sup>と高度情報通信ネットワーク社会の進展<sup>(5)</sup>である。

司法制度改革により、法律専門職の人口は、二〇〇七年から二〇二一年の間に、行政書士は約一・二七倍の四九・四八〇人、司法書士は一・二三倍の二三・七一八人に増加したのに対し、弁護士は、一・八七倍の四三・一〇六人まで大幅に増加した。<sup>(6)</sup>改革当初は弁護士不足を解消するため、当面の対策として既存の隣接法律専門職を活用するこ

とが提案された。具体的には、司法書士に簡裁代理権を付与し、隣接法律専門職の限定的なADR参入を認めるなど、隣接法律専門職が司法に関与する機会を増やした。改革による弁護士人口の増加と隣接法律専門職の司法分野への参入により、競争が厳しくなる一方で、従来通り業務を得ることが難しくなってきた。

一方、高度情報通信ネットワーク社会の進展も、各法律専門職の業務に影響を与えてきた。文書の電子化・ペーパレス化、行政手続のデジタル化・オンライン化が進行中だが、二〇二〇年からの新型コロナウイルス感染拡大により、対面を回避した迅速で円滑な行政の対応が求められ、行政事務や行政手続のIT化が急速に進んだ。政府は、より一層のデジタル化を推進し、手続の簡便化を目指している。これまで法律専門職が国民から委託されてきた行政手続が容易になれば、法律専門職の存在意義が薄れ、依頼を受ける機会が減少する。

従来、各法律専門職は、それぞれの業務の範囲を画定する法律の解釈を巡る議論を重ね、自らの職域を守る努力を続けてきた。他の法律専門職の業務と重なる非独占業務と呼ばれる分野や、業界で分かれる業務については、棟み分けをしつつも他の法律専門職の動向を意識しながら、各々の業法<sup>(7)</sup>を根拠に自らの職域を守ってきた。しかし、昨今の状況は、弁護士の大幅増と相対的な業務の減少により、これまでの業務を巡る競争には限界があることが明らかになってきた。事業を継続していくために、競争するより互いに協力し、より幅広い顧客の要望に応えられるよう協働することも選択肢の一つになる。各法律専門職は、社会の変化を見据えた対応を迫られている。

福井らが行つた企業や労働者と関係が深い社会保険労務士へのインタビュー調査<sup>(9)</sup>では、法律専門職が抱える共通の問題点が明らかになった。IT化の影響で書類作成業務の継続は厳しく、相談業務にシフトする傾向にあることや、専門家として法律知識を備え、コンサルティング事業者と差別化を図つて職域を守らなければならないことが指摘された。一つの隣接法律専門職が抱える問題点や特性は、他の法律専門職にもあてはまる。

他方、法律専門職へアクセスする国民の側は、どのように変化してきたのか。九〇年代から始まつた規制緩和（改革）により、政府は「事前規制型」社会から、「事後監視・救済型」社会への移行を先導してきた。国民は裁判を受ける権利を保障されており（憲法三三一条）、国は国民全員が裁判や法を活用し恩恵が受けられる社会（いわゆる法化社会）を目指している。裁判などの司法的解決を図るために、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）を制定し、隣接法律専門職<sup>(10)</sup>を含む法律専門職の「サービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し」、国等の責務を定め（一条）、法律専門職へのアクセスの必要性を明示した。隣接法律専門職が社会にとって必要な存在であることが明記され、法テラスが設立された（四条）。福祉関係業務の他、高齢者や生活困窮者に対する支援などが、弁護士や司法書士等により実施され、一定の効果を上げている。<sup>(11)</sup>

法テラスが活動を始め、隣接法律専門職にもADRなど司法分野の業務が広がってきたが、法的支援は司法分野に限らない。これまで隣接法律専門職は、主に、登記、税務、許認可、労務など各専門分野において事後に紛争や問題が生じないための法律事務に携わってきた。これらの予防法務は、国民の権利利益の擁護や訴訟経済の観点から不可欠なものであり、隣接法律専門職が果たす役割は大きかった。しかし、從来通りの専門業務をこなしているだけでは仕事量が減少してきたので、自らの独占業務にこだわらず可能性を拡げ、新規業務への参入も積極的に進めてきた。しかし、これらは独占業務ではないため、最終的な問題解決には他の法律専門職等の関与が必要になることが多い。新たな分野を開拓して国民の需要に応えようとする際にも業務範囲の制約は避けられない。

## 2 法律専門職の業界問題の本質

法律専門職の業務範囲に係る問題を、一般に「業界問題」と称する。「業界」とは、幾つかの異なる事業分野にわたることを意味する語であるが、法律専門職間で業界が問題になる場合<sup>(13)</sup>、それぞれの業務の境界が意識される。

本来の「業界」の意味からすれば、独自の独占業務の境界線の外側に両者または複数の法律専門職に共通する業務範囲となる業界が存在し、その業界の範囲を越えて別の法律専門職の独占業務の領域に踏み込んだときに違法となる。そして業界問題が難しいのは、この「業界」となる業務範囲を越えて他土業の独占業務に踏み込んだかどうかの判断に迷う領域（グレーゾーン）が、業界となる業務範囲と各法律専門職の独占業務範囲の境界に存在している点である。各法律専門職は法を遵守して業務を行う一方、自らの資格の独占業務に踏み込む無資格者を排除して職域を守っている。業界のあいまいな領域（グレーゾーン）の存在は、積極的な新規業務への進出と、自らの独占業務の防御の両方を困難にする。

一方、憲法二二条一項は、国民に職業選択や営業の自由を保障している。特定の資格者にのみ営業を許し、他の者の営業を制限することは、自由経済、自由競争原理に反し、国民の職業選択や営業の自由を奪うことになるので、慎重に検討されなければならない。営業の制限に関する最高裁の判決として、薬事法距離制限違憲判決や小売市場距離制限合憲判決<sup>(14)</sup>が良く知られているが、隣接法律専門職の資格制度の制限については、登記業務を独占する司法書士法が合憲と判断された判決がある。<sup>(15)</sup>

適法な規制であつても、業務遂行上、業界問題が生じやすい場合や、当該業務が違法かどうかの判断が難しい場合、または法の解釈が分かれる場合などは、当事者が不安定な状態に置かれることになる。本来、法は規制対象の範囲や態様を明確にし、予測可能性が確保されていなければならない。<sup>(16)</sup>法の解釈があいまいな場合、または規制に

合理性がなく円滑な手続きや業務遂行の妨げになる場合は、法改正や資格制度の見直しが必要になる。これまで各隣接法律専門職は、業務の幅を広げるために法改正を要求してきたが、他の資格者の利害に影響するため土業間の調整は欠かせなかつた。

ところで、隣接法律専門職は異なる諸官庁のもとに存在する<sup>(17)</sup>。各所管庁は、所管業務に貢献する資格者を優遇しているといわれるが、関係省庁等に務める公務員退職者の資格特任制度はその一つの表れである。隣接法律専門職は国家試験に合格すれば資格を付与されるが、試験ではなく公務員歴による資格取得制度が残っている<sup>(18)</sup>。各省庁が所管する資格制度は、退職者に有利であると同時に、自らの事業を補完する者を確保するという役割を持つ。縦割りの所管庁が、専門職制度に利害を持つことは、異なる法律専門職間の連携や協調が進みにくく、業務の範囲が分断される要因になつてゐる。

### 3 弁護士法七二条による制約

七二条に関連する業務の具体的検討に先立ち、まず七二条の問題点について概観する<sup>(19)</sup>。七二条は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般的の法律事件に関する鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋することを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と定め、非弁護士が本条の法律事務を扱うことを禁じる。制定後の社会経済の発展に伴い、弁護士が法律事件すべてを取り扱うことに対する批判が高まり、外国弁護士を受け入れる「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」（一九八六年）や、バブル経済崩壊後の膨大な不良債権を早期に処理するため

の「債権管理回収業に関する特別措置法」（一九九八年）が制定された。改革審意見書（八七頁）では、七二条が規制する内容を明確にする必要があることが指摘され、これを受けて二〇〇三年の改正法により、「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」として、「又は他の法律」の文言を付加し、「他の法律」に定められた法律事務は七二条の適用外であることを明確にした。この改正により、隣接法律専門職の業務範囲を定める法律と七二条との関係が明確になり、例えば、司法書士法三条一項六号に基づき法務大臣に認定された簡裁訴訟代理等関係業務認定司法書士が七二条に該当する一定の法律事務を行うことは、七二条の適用外であることが明文上明らかになつた。

弁護士法七七条では、七二条に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処せられると規定されており、七二条はこの罰則の構成要件を規定するものとして厳正な解釈が必要とされる。構成要件を要約すれば、①弁護士又は弁護士でない者が、②法律事件に関する法律事務を取り扱うこと、又は法律事件に関する法律事務の取扱いを斡旋すること、③報酬を得る目的があること、④業として行うこと、である。このうち②の「法律事件に関する法律事務」について、七二条本文では「その他一般の法律事件に関する」という包括的な文言が使用されているため、隣接法律専門職が取り扱う法律事務に関し②の要件に該当するかどうかの判断が一律でなく議論の対象とされてきた。「法律事件」<sup>(20)</sup>とは、法律上の権利義務に関し争いや疑惑があり、又は、新たな権利義務の発生する案件をいい、「法律事務」<sup>(21)</sup>とは、法律事件について法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいう。

「その他一般の法律事件」については、争いや疑惑が具体化又は顕在化していることが必要とされる「事件性必要説」と、そのような要件は不要とされる「事件性不要説」という考え方がある。<sup>(22)</sup> 法務省は、二〇〇三年の司法制度改革推進本部・法曹検討会（二四回）の企業法務に関する議事において、「事件性必要説」に立つことを明言し、

紛争後の和解契約を除く業務に伴う契約の締結に向けた通常の話し合いや、法的問題点の検討は「事件性」のない法律事務であり、具体的な紛争を背景にした法律相談は「事件性」のある法律事務である場合が多いとの見解を示した。<sup>(23)</sup>

また、最高裁は、「その他一般の法律事件」に関し、立ち退き交渉の事案において、その後の下級審に影響を与える判断をした。本件は、弁護士資格のない被告人が、ビルの所有者から委託を受け、そのビルの七四室の賃借人らと交渉して賃貸借契約を合意解除した上で各室を明け渡させる業務を行った行為が弁護士法七二条に違反するかどうかが問われた事案である。<sup>(24)</sup> 本決定では、被告が行つた立退き交渉の具体的事實を摘示し、「立ち退く意向を有していなかつた賃借人らに対し、専ら賃貸人側の都合で同契約の合意解除と明渡しの実現を図るべく交渉するといふものであり、立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐつて交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るものであつたことは明らかで、弁護士法七二条にいう「その他一般の法律事件」に関するものである」と判示した。被告人は「事件性必要説」に立ち、賃借人との間で立ち退きの話すら出でていない段階での交渉の委託を受ける場合は、いまだ争いや疑義が具体化しておらず「その他一般の法律事件」といえないと主張したが認められなかつた。被告の主張は通らなかつたが、「賃借人らに不安や不快感を与えるような振る舞いもしながら、これを取り扱つた」などの事実が指摘され、事件性必要説に親和的事例判断を行つており、七二条を検討する上で参考する価値が高い判決である。<sup>(25)(26)</sup>

## 二 行政書士の業務範囲について

以下では、七二条による制約が、業務遂行上どのような場面で問題になるのか具体的に検討していく。近年、行政書士が関与した遺産分割事件の判決が「一般の法律事件」について事例に即して判断されている。この判例を次の三で事案に即して検討する。それに先立ち、ここでは事案の当事者である行政書士や相続手続について概観しておく。

### 1 行政書士制度について

行政書士の業務は、行政書士法（以下「法」という。）によって「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。」その他権利義務又は事實証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。（法一条の二第一項）」とされ、さらに「前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。（同条第二項）」と定められている。そして、行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができず（法一九条一項）、これに違反すれば罰則の適用を受ける（法二二条二号）。

官公署に提出する書類の作成は、各種届出書や申請書等に限らず、国や地方公共団体など官公署に提出する書類

の全て（法一条の二第二項の制限を除く。）<sup>(27)</sup>が行政書士業務の対象となる。権利義務に関する書類は、契約書や協議書など、権利の発生、存続、変更、消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を示す書類であり、事實證明に関する書類は、履歴書、商業帳簿、図面など実生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書をいう。これらの書類のうち、他の法律で制限されるものは業務として作成することができないため、他の法律専門職の独占業務の書類かどうかが行政書士の業務範囲に影響する。弁護士法が三条や七二条で職務や非弁行為を具体的に列挙し、同様に他の隣接法律専門職の業法も、それぞれの専門業務を個別に列挙して独占業務を規定しているのとは対照的に、行政書士法は、幅広く法定した法律事務から他の法律専門職の独占業務を除いた残りの部分を独占業務として規定している点に特徴がある。<sup>(28)</sup>具体的には、他の法律において、裁判所、法務局、税務署等の各法律専門職の業務の担当行政機関に提出する書類関連業務が、それぞれの独占業務として定められており、行政書士は、これらの書類を作成することができない。

また、独占業務だけでなく、行政書士の資格を持つていなくても行うことが可能な非独占業務も法定されている。すなわち①書類を官公署に提出する手続及び、許認可に関する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他意見陳述のための手続において官公署に対して行う行為を代理すること（法一条の三第一項一号）、②行政書士が作成した官公署に提出した許認可等に関する不服申立ての代理と、その手続のための書類の作成（同一号）、③契約書などの書類を代理人として作成すること（同三号）、④書類の作成についての相談（同四号）が法定されている。これらも、他の法律において行うことが制限されている業務は行うこと�이다.<sup>(30)</sup>（同条同項但書）。これらの業務のうち、一号の代理行為は、弁護士法七二条の法律事件に関する事務を除くことが確認的に規定されている。七二条が禁止するのは紛争事案に関する法律事務であり、許認可申請に関する代理は紛争性がなく、不利益処分について争

わない聴聞等も七二条の法律事務に該当しないため代理人となることができる。また、平成二六年の法改正により、日行連の研修と考查の過程を修了した行政書士（特定行政書士となる）に限り、不服申立ての代理を行うことができるとして、法定業務に追加された。行政庁に対する不服申立事件は七二条に列举される法律事件であるが、「他の法律に別段の定めがある場合」として新たに法定されたため七二条の例外となり、紛争性のある法律事務が取り扱えるようになった。

以上が、法定された業務であるが、他に法定外業務・非法定業務という職域が存在する。例えば、後見業務や相続関連業務、事業承継、経営相談等は、業務範囲が一様に画定されているものではなく、法律で独占業務として定められた法律事務やその他法律で制限された事項を除けば、誰でも行うことが可能な業務分野である。そのため特別資格がなくても、これらの業務の一部に携わることができる。

ところで、令和元年一二月に公布された「行政書士法の一部を改正する法律」（令和三年六月四日施行）によつて、法の目的規定（法一条）に、「もって国民の権利利益の実現に資すること」という文言が追加された。行政書士法は議員立法であるため本改正案は衆議院総務委員長より提出され、草案趣旨として「行政書士の業務が多様化する中、一層、国民のニーズを的確に把握し、国民の権利利益の実現に資することが求められている」と述べられた。「国民の権利利益の実現に資すること」という文言を追加する理由と行政書士業務の多様化との関係性については、「特定行政書士に行政不服審査の手続代理権が付与されたことや、法定業務以外にも成年被後見制度における専門職後見人を務めるなど行政書士の業務が多様化しており、これら多様な業務が公法上、私法上の国民の権利利益に関わるもので、法の目的をより実態に即したものにするため追加した」と答弁され、改正法は成立した。本目的規定の改正は、業務の実態が後見業務など法定業務以外に多様化していることが社会に広まつた結果であると

されたことから、法定外業務にも法の趣旨が及ぶことが前提であり、法定外業務であっても行政書士法の規制の対象になるといえる。誠実・品位保持義務（法一〇条）や守秘義務（法一二条）など法の規制が及ぶため、法定の義務を負わない国家資格のない事業者と一線を画すことになる。

行政書士の所官庁は総務省であるが、都道府県知事は、各都道府県行政書士会とその会員である行政書士に対する監督機関となつており<sup>(35)</sup>、懲戒処分を行う権限を持つ<sup>(36)</sup>（法一四条、一四条の二）。都道府県知事が監督権限であることや行政書士法の改正が議員立法によることは、行政書士制度が地域的業務活動から発達してきたことと関連する<sup>(37)</sup>。昭和二六年に行政書士法が成立するまで、都道府県知事が各行政書士条例によつて行政書士の営業を許可し監督した。行政書士法成立後は、各単位会<sup>(38)</sup>の都道府県知事は、懲戒権者として監督行政機関としての役割を担つてきた。昭和五八年の改正により、資格要件の一つとして全国一律の自治大臣（当時）による国家試験が行われ、試験合格だけでなくその他の資格要件なども定め国家資格とされた。その後も法律改正を繰り返し、今日の行政書士制度が確立された<sup>(39)</sup>。平成九年には規制緩和の流れの中で、行政書士の業務独占を廃止して名称独占にすることが議論された<sup>(40)</sup>。今後も独占業務を持つ資格として必要かどうかは、他士業の業務範囲に大きく関わる問題であり、法律専門職の制度全体から検討すべきである。

## 2 懲戒事例による業界問題

都道府県知事の懲戒処分の他、各単位会の会則に基づき、単位会会长は、法令に違反し、又は重大な非行があつた行政書士に処分を行うことができる。都道府県知事の処分は公報で公告される他、ホームページや会報誌で公表される<sup>(41)</sup>。知事による処分は、業務の禁止や停止の処分が可能で、行政手続法一条四号の「不利益処分」に該当する

ため、弁明の機会や聴聞を保障しなければならないが、法は業務禁止だけでなく業務停止の場合にも聴聞を保障している。単位会長が行う処分は、会則や規則に基づき、一般に処分内容は、訓告、会員の権利の停止、廃業勧告（会員の権利の停止を含む。）とされている。これらは法定の行政処分ではないが、懲戒処分の一種と解され、会員の権利を不适当に制限しないよう、弁明の機会など手続的保障規定が設けられている。

過去五年間の日行連の会報誌（二〇一六年七月号～二〇二一年六月号）に掲載された知事による処分と単位会長による処分の単位会からの報告事例<sup>(43)</sup>のうち、弁護士法七二条違反がおよそ全体の三分の二を占める。七二条違反が他の違反より頻度が高く、会員の身分に影響していることがうかがえる。懲戒事案は、依頼者や他士業からの苦情や通報によって明らかになるが、表面化しないこともある。報酬額支払請求や報酬返還請求訴訟が提起される場合など裁判になつて初めて争う事実が評価され、違法性の有無が判断されることになる。

### 3 相続手続における業界問題

相続への関心の高まりや、相続件数の増加と共に、行政書士の相続手続の受託件数も増えている。平成三〇年の行政書士実態調査結果によれば、相続・遺言業務の取扱件数は、古くから主要業務とされてきた建設業許可関係業務（経審<sup>(44)</sup>を含む）取扱件数を上回り最多となつてている。相続手続において、戸籍により相続人を調査し、相続人關係説明図を作成し、遺産分割協議書を作成することは、法一条の二の権利義務・事實証明に関する書類の作成に該当する行政書士の独占業務である。相続人間に争いがある相続手続については、紛争性のある法律事務として七二条により専与することはできない。また、税金や登記に関する手続を行えば、税理士法違反や司法書士法違反となる。相続手続は、弁護士、司法書士、行政書士、税理士など複数の法律専門職の独占業務と、それ以外の非独占業

務で構成されているため、最近は、民間の資格者やコンサルタント、金融機関などが参入し、業務獲得競争が激化している。弁護士人口の増加や、登記業務の減少、許認可業務の減少など、弁護士、司法書士、行政書士それぞれの事情により、相続・遺言、後見業務は今後も主要業務となることが予想される。政府は、国民や行政の負担を軽減するため、デジタル・ガバメント実行計画（平成三〇年一月一六日決定）において、行政サービス、民間サービスの両方の「死亡・相続ワンストップ サービス」を推進することを明記し、順次サービスの内容を検討してきた。行政のデジタル化は、隣接法律専門職の業務を圧迫するものとなるが、相続手続ワンストップ化の対象とされるのは遺産分割協議前と協議後である。<sup>(45)</sup> 相続人の確定、被相続人の財産調査、遺産分割協議、遺言書の検認等、家庭裁判所の関与や相続人間の合意などはデジタル化が困難とされており、この分野は今後も法律専門職の関与が必要とされる。裁判所の司法統計年報によれば、遺産分割事件の新受件数は、長期的に見れば増加傾向にある。二〇二一年は一四・六一七件であったが、過去二〇年間で約一・五倍に増えており、遺産分割や相続における相続人間の紛争事案は増えている。従って、高齢者の増加とともに遺産分割を含む相続手続が増えることが予想されるが、遺産分割案件については、七二条に違反する危険性も高まっている。

### 三 行政書士の弁護士法七二条違反が問題となる相続手続の事例

#### 1 判決事案の事例分析

次に、行政書士が関与する相続手続において、弁護士法七二条がどのように問題となるのか、具体例に沿つて考察する。まず判決事案（東京地判平成二九年十一月二九日報酬請求、損害賠償事件<sup>(47)</sup>）を検討する。

原告（反訴被告）—行政書士X1、不動産鑑定士法人X2、被告（反訴原告）—Y1、Y2  
行政書士X1らが相続手続の依頼者Y1、Y2に報酬等を請求し、反訴でY1らがX1らに対し債務不履行、不法行為に基づく損害賠償請求を行つた事案である。

Y1、Y2、B（Y1、Y2の姉）の3人の共同相続人が、父親Aが亡くなつたため、Y1の知り合いの行政書士X1に遺産相続の手続を依頼した。Aと同居していたY1は、Aの生前、行政書士のX1と知り合い、Aの介護や将来の相続のことをX1に相談し、介護保険の申請等についても手伝つてもらつていた。X1は、Aの所有財産が、自宅と、マンション（以下「本件マンション」という。）、預金、有価証券等があることをY1より聞いていた。本件マンションは、AとBが約一〇年前に共同で購入し、持分はAが一〇分の九、Bが一〇分の一で所有権保存登記がされていた。Aは亡くなる一年前に、本件マンションの一〇分の九の持分をY2に贈与し登記も済ませた。X1は、Y1、Y2より贈与の経緯を聞き、贈与税や相続時精算課税制度について説明していた。

その後Aが亡くなつた。X1は、Y1、Y2らに、特別受益、相続放棄、相続税の申告など手続について説明を行い、その後も遺産分割の相談を受けたが、Y1から姉Bと不仲であることを聞いており、争いがあるのなら受託できないと断つた。しかしY1は、X1にBの意向を聞いてほしいと言うのでBと事務所で面談したところ、Bは遺産分割の事が円満に進められるのであれば依頼したいと言い、法定相続分の分割にも同意した。後日、X1はBから戸籍謄本を受領し、今後の手続を説明した。その後、X1はY1らと会い、委託契約を締結した。委託契約書には、相続手続業務として、Aの相続人調査、相続財産の調査・財産目録の作成、遺産分割手続（各相続人への連絡・打合せ、協議、郵送等、遺産分割協議書作成の手続、預貯金等の引出し、各相続人への分配・振込み）が記載され、着手金、報酬

額（相続財産価額の一%の成功報酬）も記載されていた。

X1は、一ヶ月以内に数回の打合せを行い、P証券会社に口座があるA名義の投資信託を三分の一ずつ相続する旨の遺産分割協議を成立させ、各人に名義を変更した。その後、A名義の不動産、本件マンションの登記簿、戸籍、A名義の預貯金口座等を調査し、相続人を確定し、相続財産の詳細を明らかにした。

X1は、Y1らに対し、遺産分割を公平、適正に進めるため、不動産鑑定士による評価が必要だと説明し、知人から紹介された不動産鑑定士X2を紹介した。Y1は「不動産鑑定依頼書」に署名捺印し、X2に鑑定を依頼した。X2は鑑定見積額と着手金額を提示し、Y1は着手金として二〇万円を支払った。X2は鑑定を行い「不動産評価書」を作成してX1に渡し、残りの鑑定料をY1に請求した。

その後、Y1とY2は司法書士Zを連れてX1の事務所へ來た。その際に小規模宅地等の特例による減税が話題となり、Y1は特例を受けるので、約三か月後の二月末までに遺産分割協議を成立させてほしいと言い、実現しなければ減税分を賠償するよう求めた。X1は、そのような約束はできないと伝えたところ、Y1は速やかに遺産分割協議を成立させるよう述べて帰った。その後Y1から連絡がなくなり、X2への鑑定料の支払いも行われなかつた。Y1からX2には家族の意思が一致しないので、もう少し支払いを待つてほしいとメールがあつた。

連絡が途絶えて約一ヶ月後、Y1から委任を受けたE弁護士が、X1に遺産分割協議書案等の書類を交付するよう求めてきた。X1は、Aの財産調査も終えて、法定相続分の三分の一ずつとなるような遺産分割協議書案をすでに作成しており、X2が作成した不動産鑑定評価書と共にEに交付した。E弁護士はY1らに遺産分割協議書案を渡したが、Y1らの意向が反映されていないとしてEは解任された。その後、Y1らは、X1との本件相続手続についての委託契約を解除し、X2との不動産鑑定評価契約も取り消すとの意思表示を行つた。

Y1、Y2が委託契約等の取消の意思表示を行う一か月前に、Bは、Y1、Y2を相手に、遺産分割調停の申立を行なつており、X1が作成した遺産分割協議書案や、X2が作成した「不動産評価書」を裁判所に提出していた。Y1とY2は、調停に応じるため着手金を支払い、弁護士Fを立てた。調停開始から約一年四か月後、調停が成立した。Aの相続発生から二年三か月が経過していた。その後、X1、X2は、Y1らに対し本件報酬を求める訴訟を提起した。Y1らは反訴でX1らを不法行為または委託契約の債務不履行で訴えた。

## ii 裁判所の判断

判決では、弁護士法七二条の「その他一般的の法律事件」について、「特定の案件について権利義務に関する現に争いがある場合はもとより、権利義務に関する紛争が生じることがほぼ不可避であるような基礎的事情が存在するような場合を含む」と解すべきとし、本件では受託時及び業務遂行時において、法的紛争が生じることがほぼ不可避であったといわざるを得ず七二条に違反する非弁行為にあたると判示した。そして、本件各委託契約が、種々の局面で紛争を生じることが不可避な遺産分割事務を取り扱うものであり、各種事務それ自体を個別に切り離してみることはできないこと、弁護士法七二条が同七七条により刑法犯として処罰される関係にある上、同条の趣旨に鑑みると、同条に客観的に違反する場合には、これに基づく報酬請求を禁止すべきであることなども踏まえ、本件各委託契約の締結やその事務の遂行が全体として、公の秩序に違反し、無効なものとなり、非弁行為にあたると述べた。具体的には、①本件委託契約の締結時や業務遂行時にAの遺産をめぐつて幾つかの争いが現にあり、②遺産の評価に関して、Y1がAの自宅を取得することが予定されていたこと、Y2に本件マンションにつき一〇分の九の特別受益があつたこと、Y1らとBの関係が良くなかったことなどから、不動産の評価についても疑義や紛争の基礎となるべき事情があつたこと、③Bが生前Aから贈与された居住用マンションの購入費や、Y2の本件マンションの持分

一〇分の九の特別受益、Bの一〇分の一の持分など複数の特別受益の問題があつたことなどが指摘された。また、遺産分割事件の性格として、相続人の範囲、遺産の範囲、評価、寄与分、特別受益という具体的な相続分、分割方法というそれぞれの局面において、共同相続人間に疑義や争いが生じる恐れがあることも考慮され、受託時及び業務遂行時に法的紛争がほぼ不可避であつたといわざるを得ないと判示した。

一方、本件委託契約は無効であるため、債務不履行を觀念する余地がないとしたが、X1の七二条違反については、本件委託契約が有効であることを前提に着手金を受領した点は非弁行為に係る不法行為が成立するとして、着手金の返還を命じた。しかし、X1が本件委託契約に基づき、遺産の範囲の調査事務、評価の確定、葬儀費用や鑑定費用など清算費用の確定、特別受益の確定、これら確定結果に基づく、具体的な相続分に応じて均等に配分した遺産分割協議書の案の策定など、おおむね必要な事務を遂行し、期限を守りつつ、自らの能力の及ぶ範囲内の事務について適正に行つたこと等を理由に、Y1らに対する不法行為上の違法性があると評価できないとし、損害賠償請求は認めなかつた。X2が行つた不動産鑑定については、Y1の意思による契約に基づき行われたものであるため鑑定料の支払いを命じた。

### iii 事案の分析

本判決を事実に即して考察する。本事案では、遺産分割手続を含む相続手続業務を行つた行政書士の行為が七二条に違反するかどうかが問題になつた。そこで、判決で述べられたとおり委託契約締結時にAの遺産をめぐつて現に争いがあつたといえるかどうかを検討する。

本件では最終的にY1、Y2とBが調停で話し合う結果になつたが、当初は円満な遺産分割を期待しており、X1のみならず相続人全員が調停事案になることは予想していなかつた。このような事情でも、判決は、「本件委託契約が

弁護士法七二条に抵触するという点について原告X1がこれを認識できなかつたことは、原告X1の不手際（過失）といふほかない」といい、契約締結時にも争いが存在していたという。

X1は共同相続人の仲が良くなかったことを最初から知つており、最終的に調停事案になつたことから、やはり振り返れば紛争の基礎的事情があつたといえよう。しかし、契約の時点では、X1は弁護士法七二条に反しないよう争いがあれば受託できないと断つたが、相続人全員が法定相続分で分割することに同意し、円満に手続を進められるなら依頼したいと言うので引き受けた。手続の過程でY1に不満が生じ、相続人間の擦れ違いが明らかになつたが、予測可能性が低ければ、最初の時点で違法となる危険を避けるのは困難である。確かに、相続人全員から依頼を受けていても、不動産評価や特別受益の額など不確定要素が多いほど相続人の見込み違いや関係のもつれなど新たな疑念が生じる蓋然性は高い。Y1らは勧められたとはい、自ら不動産鑑定士と契約したのに鑑定料の支払を渋つた。このあたりからY1らの不満が表面化してきた。X1は、成功報酬という名目で報酬を受け取ることにしていたが、本来の行政書士業務の主体は書類作成であり、それに対する報酬が中心となる。財産の多寡が書類作成等に要する労力に影響を与え報酬額が左右されることはあるても、不動産の鑑定結果を含む相続財産に報酬が左右されることは、受託者の交渉などによって鑑定額や相続額が変動するなどの誤解を依頼人に与えることになる。X1が、本件業務から得られる成果に期待するあまりに、契約時の状況を楽観視したことは否定できず、やはり契約時には相当の注意が必要な案件であつた。

しかし、紛争の基礎的事情や不満があつても、争いを避けたいと願う共同相続人間で手続が淡々と進められることがある。円満解決を望む依頼者らが、いかなる場面で手続を中断するのかを事前に予測することは難しいが、仮に受託しても、手続の途中で正しく違法性を認識できれば、その時点で業務の継続が難しいことを伝え、弁護士へ

の依頼を勧めるなど他の選択肢を提案することができる。本件では、Y1が司法書士を連れてきて相続税の特例の申請期限に間に合わないときは損害を賠償してほしいと言い手続を急かせた。その時点で、Y1のX1に対する態度の変化がうかがえる。その後、連絡が途絶え、依頼者から距離を置かれた時点で信頼関係は崩れており、X1は少なくともこの時点で依頼者の意思を再確認し、行政書士として業務継続の可否を判断すべきであった。

判決では、自らの能力が及ぶ範囲内の業務は適正に行われたとしながらも、業務の全てが無効とされ、本件委任契約が七二条に抵触することを認識できなかつた不手際（過失）により適正に行つたと評価される業務も否定された。X1の不手際は七二条に違反することを認識できなかつたこととされたが、具体的なX1の落度は、①紛争性を感じ依頼を断つたにも関わらず合意できると過信して受任したこと、②Bと単独で話を重ねたことにより、Y1らの不信感をあおつたこと、③不動産鑑定士を紹介して別途鑑定費用を負担させ、鑑定結果に不満を生じさせたこと、④Y1のための小規模宅地等特例減税の手続に対する配慮が足らなかつたこと、⑤依頼者の態度が変化した局面で、そのまま業務を続けたこと、⑥裁判で報酬請求をしたこと、そして何より⑦遺産分割協議書の内容が合意されていなかつたことが挙げられる。③の不動産評価の必要性は裁判所も肯定したが、その他の落度は、複合的にY1のX1に対する期待と信頼を揺るがした。Y1の納得できないという感情に向き合わず業務を進めたことは、X1が七二条違反を認識できなかつた不手際（過失）の表れだった。Y1らと以前から知り合いであつたことで、Y1らに有利な結果を期待されていた向きもある。遺産分割協議書作成手続に関わる際には、依頼者の期待や意向も含めて状況を正確に把握し、受託後も常に状況を見極めることが重要である。

なお、行政書士が関わった別の遺産分割事件の判決では、弁護士法七二条に違反した行政書士の業務について対照的な判断が下されている。相続手続を行政書士の業務の範囲内と範囲外に区別して、範囲内の業務について報酬

請求権を認めたのである。本件では、相続手続を受任した行政書士が、遺産分割協議において紛争が生じ争訟性を帯びてきたにもかかわらず依頼者のために他の相続人と折衝したことが、弁護士法七二条の「法律事務」に該当するとの判断された。しかし、当該行政書士が行つた相続財産や相続人の調査、相続分なきことの証明書や遺産分割協議書の作成は、法一条の二の「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成にあたり、書類の内容について相続人に説明することも行政書士の業務の範囲内であると判断して報酬請求を認めた。範囲外の行為については無効とされ報酬請求を認めなかつた。先の判決では受託業務全体が無効とされたのに対し、本件では違法でない部分が区別されて有効と判断された。先の判決事案において、能力の範囲内の法律事務については適正に行つたとの評価を受けていることから、一部の法律事務は有効だと認める余地があつたようと思われる。

以上のことから、遺産分割手続において、七二条に抵触するかどうかは、確かな見通しと見極めによる判断が必要だといえる。ただし、どれだけ注意しても限界があるため、そのような場合に備え、「種々の局面における各種事務」を、その都度違法行為かどうかを確認しながら遂行することが、全ての手続が無効になる危険を回避する一つの方法であることを判決事案は示唆した。

## 2 実例を題材にした事例分析

それでは、先の判決事案の検討を踏まえ、実際の業務に即して検討する。ここでは、実際に受託され相続手続が完了した一般的な実例を示す。受託者には守秘義務が課されているため、事例が特定されないよう分析に支障のない範囲で内容を改変した。また、本題と関係がない遺産分割手続の複雑さを殊更に強調することがないよう、できる限り平易で汎用性が高い事例を取り上げ、七二条違反が実務でどのように問題になるのかに焦点を当てた。

## i 事実関係

A（八二歳）の妻B（七五歳）が闘病の末、亡くなつた。子供はなく、自分が先に亡くなつても自分の財産は夫が引き継ぐと思い込んで遺言書は作成していなかつた。Bの財産は、三つの金融機関の預貯金と、夫と居住した夫と共有名義の土地と建物であり、クレジットカードは病気になつた際に解約し、借金など負債はなかつた。Bの相続人は、夫Aと、遠方に暮らすBの兄C（七九歳）と、Bの亡姉の一人娘D（姪五〇歳）の三人である（民法第八八九条）。

Aは、Bの遺産の相続手続を行うため、自分の方の親戚の姪Eに市役所に同伴してもらい、必要と思われる戸籍等を取得した。それらの戸籍をK銀行に持参したが、戸籍の一部が不足していることを指摘され、再度市役所に向いて追加の戸籍を取得した。Aは銀行とのやりとりを負担に感じ、これ以上自分の手に負えないと思った。翌日、知人Fから、近所の行政書士Xに相続手続きを依頼した話を聞いた。Xの事務所はA宅からも近く、Aも依頼したいと思いXを訪ねた。Xは、Aから事情を聞いて、一通りの手続の説明を行い、依頼を受けることにした。

後日、Xは、A、C、Dの三人の共同相続人と面談し、全員から委任状を受け取り、相続手続に関する委託契約を締結した。委託契約書には、相続手続業務として、Bの相続人調査、相続財産の調査・財産目録の作成、相続關係説明図の作成、遺産分割協議書の作成、戸籍等必要な資料の収集が記載され、着手金や報酬についても記された。XはAとの最初の面談時もC、Dとの契約時も、Aが単独で相続することについて全員が了承していることを確認していた。Xは、手順通り進め、再度、共同相続人を招集し、全てをAが相続する旨の遺産分割協議書を作成し、署名を求めた。しかし、CとDは、Bの預貯金の額など相続財産の内容をそれまで知らされていなかつた。Dは叔母の預貯金の額が予想以上に高額だつたため、急に不安になり署名するのをためらつた。通常、遺産分割協議書に

は預金額の誤記を避けるため残高を記入しないことも多く、正確な預金残高を知らないまま署名捺印することもある。Aは、自分の将来を案じ、妻側の親戚であるCやDに妻の遺産を分けるより、現在身の回りを手伝ってくれて、いる自分の側の姪Eに相続した財産を託したいと考えており、預金額を他の二人に知らせたくなかつた。Xは、Dの表情が少し曇つたことを見逃さず、三人の様子を見守つた。少し時間を置いて落ち着いたところで、相続人全員が遺産分割協議書に署名した。

その後、Aは銀行に必要書類を提出し、B名義の預金は全てAの口座に振り込まれた。次に、自宅の土地建物の相続登記を行うため、Xは司法書士YをAに紹介し、AはYに相続登記を依頼した。Xは金融機関の手続きが終了した時点で、直ちに必要書類をYに引き継ぎ、不動産の相続登記も完了した。その後、相続人間で特に揉め事もなく、法事など通常の親戚付き合いは続いている。

## ii 事例分析

本事例は、一人の相続人が遺産の全てを相続することが合意されていることを前提に、行政書士が手続と書類作成を依頼された事案である。予め作成した協議書を用意して遺産分割協議に臨んだところ、相続人の疑惑が見え隠れし、協議書のとおり分割してよいのかXも少し戸惑つた。そこで、このような場合まで、行政書士Xが関与することが七二条に反し、非弁行為として禁止される「その他一般的の法律事件」にあたるかどうかを問題とする。

Dが遺産分割協議の場で預金額が予想以上に多額で、Aが全て相続することを不快に思い、AもDの意思に反し単独相続を強行すれば、AD間で揉めるかもしれない。そうなればXは関わることができなくなる。弁護士法七二条の「その他一般的の法律事件」について、法務省は事件性必要説が相当で、「争いや疑義が具体化又は顕在化していることが必要」としていることは先に述べたが、この見解に従えば、相続人同士が揉めだしたら「疑義が顕在化

している」場合にあたり、行政書士が関われば非弁行為とされる。

1で見た判決事案では、七二条違反となるのは「権利義務に関する現に争いがある場合はもとより、権利義務に関する紛争が生じることがほぼ不可避であるような基礎的事情が存在するような場合」と述べたが、本事例は、現に争いがある場合とはいえず、紛争が不可避といえる基礎的事情が存在していたともいえない。もともと財産分与を期待せず、寄与分を主張する特別な事情も存在しないDは、少し不機嫌になつたという程度で、もともとAの意思を尊重するつもりでいた。先の判例事案のように調停や裁判に訴えて最大限権利を主張するかどうかは、当然本人が決めることがあるが、家族間の僅かな話し合いで解決できるのであれば、ここで手続を中断する必要性は少ない。手続を続けるのか、弁護士が関与すべき事案に発展させるのかなど、時間と費用や利益の得失を比較考慮して慎重に判断されなければならない。本来、被相続人の財産は、法定相続人の共有なので、C、D共に正当な権利を持つが、C、Dに遺留分請求権はない。円満に遺産分割協議書に署名してもらったお礼に、遺産を引き継いだ相続人が気持ち程度の金銭や品物を渡すことが慣例的に行われることもある。共同相続人間でお互いの主張が対立すれば、Xは関与できなくなり、相続人同士や弁護士を代理人として話し合わなければならない。依頼者によつては何か得策なのか良く理解できていないこともあり、事案に即した手続きや法律の説明、合意に向けたアドバイスを、手続きを良く知る専門家として行政書士Xが行うことは差支えない。ただし相続人間の対立が明らかになれば、いずれの法律専門職も手続きに関与できなくなる。七二条を理由に隣接法律専門職の紛争事案への関与を否定する弁護士も、双方代理禁止規定（民法一〇八条）により協議を調整することはできない。本事例のように微妙な空気を感じる場合は、「種々の局面における各種事務」を一つずつ確認しながら慎重に進めていくことになる。本件は、XがDの気持ちの変化を見逃さず、一度立ち止まつて手続の継続の可否を判断し、無事に手続きを終えることがで

きた実例であるが、やはり七二条を意識せざるを得ない事案であった。

一般に不確定な事情が現れやすい遺産分割協議は、協議に先立つ相続調査の調査結果や財産目録の内容が確定した時期を目安に、その後の手続や依頼者との関係を再確認することが七二条違反の回避につながるといえる。

### 3 総括

相続手続の具体的な事例を検討したが、判決が指摘したとおり遺産分割協議手続そのものに七二条違反の危険が潜んでいる。違反になるかどうかは、受託した経緯、相続人の関係性、相続財産の内容や多寡など個別の事情が複雑に影響し合うため予測するのは難しい。業務を受任する際に、「その他一般の法律事件」に該当するかどうかの見極めが必要だが予想できないことも発生する。その対策として、全体を見通し各段階で見極める能力を養うことが必要である。

一連の相続手続において遺産分割協議の前後の手続は、熟練すれば誰でも正確に行うことができ、隣接法律専門職が力を發揮できる法律事務だが、デジタル化の進展により今後の業務の縮小は必至である。残るのは、デジタル化の対象から外れた遺産分割協議書の作成や相続放棄の申述等の範囲の手続である。事例を通じ、七二条違反を避けるためには、「種々の局面における各種事務」を個別に確認しつつ遂行することが重要であると述べたが、相続手続は一連の手続であるため円滑な遂行には業務全体を一貫して行うのが理想的かつ効率的である。

実務の事例では、少子高齢化社会における相続手続として、隣接法律専門職が受託する可能性が高い一般的な事例を取り上げた。七二条の問題はいつ表面化するか分かりづらく、「その他一般の法律事件」に該当しそうになつたとしても、ここから先是関与できないと手続を中断して新たな代理人を立てる必要があると伝えたら困惑される

こともあるだろう。現実に目を向けて、法律専門職のどのような関り方が最適か、政府が進める相続ワンストップサービスの行方も見守りつつ今後も事例の蓄積が求められる。

## おわりに

本稿では、隣接法律専門職の職域に関する問題について、業務獲得競争の渦中にある行政書士業務のうち、弁護士法七二条違反が問題となる相続手続の事例を取り上げて具体的に検討した。政府が「相続手続ワンストップサービス」に力を入れるのは、国民と関りが深く手間のかかる手続を効率化するためであり、遺産分割手続は相続手続の重要な部分を占める。しかし、遺産分割協議はデジタル化に馴染まずワンストップサービスの対象外とされており、そこでは法律専門職の存在が欠かせない。これまでには、弁護士、司法書士、行政書士、税理士が中心になり、それぞれが他士業と連携して対応せざるを得なかつた。複数の資格を持つて幅広く業務を行う者もあり、これも現実的な対応である。しかし、このように関与しても全ての手続が可能にならないなど限界があり、隣接法律専門職の職域の制約に対する根本的な問題の解決にならない。手続の途中で、それまでの事情を知らない新たな他人である別の法律専門職が介入することは、依頼者の心理的、経済的負担になる。

七二条に関する業際問題は、問題点が指摘されても具体的な解決策が乏しい。今回扱った遺産分割協議については、他士業の独占業務である登記、税務、相続放棄の手続などに業務の幅が拡がれば、利便性は向上する。もちろん各士業は自らの独占業務を死守するであろうが、登記申請書や税金の申告書、相続放棄の申述書などを作成できるかどうかという手続の可否という分かりやすい問題に帰着する。しかし本稿の主題である七二条違反の問題に関しては、仮に争いに発展する可能性の高い「一般の法律事件」にあたる事案を扱うことができるようになつたとし

ても、双方代理禁止規定が適用され、利益相反行為となれば双方の調整役にはなれず、それまでの手続の延長で進めるることは不可能である。民間のADRも増えてきたが、時間や効果の面から必ずしも適しているとはいえない。結局、現在の法律専門職制度の中では、相続手続という具体的な事例において生じる七二条違反を完全に避けることは難しく、本稿の事例分析においても隣接法律専門職が七二条違反を犯さないための手掛けかりを示したに過ぎない。また、隣接法律専門職が七二条違反の恐れを避けて最初から受託しないとすれば、果たしてそれら全ての遺産分割手続について弁護士が対応してくれるのかという問題もある。相続手続は全ての人に訪れる手続であり、これまでも隣接法律専門職が重要な役割を果たしてきた。引き続き、国民と法律専門職の双方にとつて有効な方策を検討する必要がある。

直接的な解決策とはいえないが、相続手続の専門家制度を提案する。遺産分割手続の性質上、相続人が懷疑的になりがちだが、手続の専門家として安心感や信頼感を与えることができれば、相続人間に余計な疑惑が生じにくくなる。取り上げた判決の事例では、種々の局面で違法性を認識できず、自身を正当化して報酬請求に訴えたことで、ますます依頼者との関係を悪化させた。手続全体に精通し、優れた業務処理能力や判断能力を持つ専門家に依頼できれば、相続人の目的が速やかに達成される。政府が進める「相続手続ワンストップサービス」の中に、能力を担保するよう養成された高度な専門家を組み入れ、当該専門家が手続に携われば、サービスの質が一定水準以上に保たれる上、遺産分割手続に内在する紛争の危険性も一定程度回避できるのではないだろうか。確かに、紛争の可能性がある相続手続の全てを弁護士に依頼すれば良いとの考えもあり得る。最初から相続人間で争いが生じることが確実であれば、それぞれが弁護士に依頼すれば良いだろう。しかし、争いがない場合まで相続人それぞれが弁護士に依頼する必要はない。相続人全員から遺産分割手続を受託した場合は、紛争が手続の途中で顕在化して争いにな

つた時点では、弁護士であっても隣接法律専門職と同様に手続から手を引かなければならないことは既に述べた通りである。ここで提案する専門家制度は、紛争解決の専門家ではなく、手続を单一の実施者が効率的に完遂することを目的とする制度である。登記申請や税金の申告など関連する業務も制度の枠を外して限定的に行えるようにし、先の判決事案や実務の事例のように相続人が抱いた疑惑や不安を、専門的知識や高い対応能力で補うことによって、七二条の紛争事案に陥ることを回避する効果を期待する。一つの業務分野に複数の専門職が関わることに一貫性を持たせ、能力担保も専門家登録など統一したものとし、人々が均一のサービスを受けられるようすれば依頼者も安心して任せることができる。監督官庁の異なる複数の隣接法律専門職が一つの専門家制度でつながることになるが、一つの制度でまとまるためには各省庁を横断した特別法の制定が必要となり実現は困難である。しかし、必要に応じて各省庁の垣根を取り払い、サービスの効率化につながる政策を実現することは、縦割り行政の弊害を是正しようとする国が目指すところであり検討する価値がある。相続手続に限らず、特に高い能力が求められる事業承継など他の手続についても同様のことがいえる。

法律専門職制度は国家資格制度であり、法律専門職の各団体は会員に対して職業倫理を教育し、注意、指導、勧告などをを行うことができ、能力担保のための研修制度や懲戒制度を備えている。改革審意見書は、司法に期待される法曹の役割として、「プロフェッショナルとしての法曹が『国民の社会生活上の医師』として、国民の具体的な生活状況やニーズに即した法的サービス提供することが必要である」と述べた。<sup>(49)</sup> ADRなど司法分野に業務の幅を広げた隣接法律専門職も、高い専門性、公益性、問題解決能力を備えたプロフェッショナルとして国民の需要に応えることができれば、自らの存在価値を高めることができる。今後は時には業界団体の枠を越え、専門家としての能力を活かし、資格制度の中で互いに高め合い、国民にとってより良いサービスを提供することが求められる。

説論の存在に關わる一部の業務の問題である。將來の隣接法律専門職の望ましい在り方について、現実的な結論を導くためにも、引き続き実務に即した事例の検討が必要である。

- (1) 本稿において、隣接法律専門職は、司法制度改革が、弁護士隣接法律専門職の業務に与えた影響に触れ、主に弁護士との業界問題を扱うため、司法制度改革審議会（以下「改革審」という。）が意見書で取り上げた司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士とする。法律専門職という場合は、本稿で扱う隣接法律専門職に弁護士を加え、法律事務を扱う士業という意味で用いる。また、これら士業として国家資格を与えた者は、各士業の団体に登録した個人であることが前提だが、登録した資格者が設立した法人は、当該団体に法人として登録をすれば資格者と同様の業務を行うことが可能であるため、原則として個人と法人の区別は行わない。
- 「司法制度改革審議会意見書二〇〇一年」、八六頁。本意見書（以下「改革審意見書」という。）では隣接法律専門職に注目し、当面の弁護士不足を解消するために既存の隣接法律専門職種を活用することが提案された。
- (2) Alternative Dispute Resolution の略。二〇〇七年四月、ADR の適切な利用を促進するため ADR について統一的に規定した「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR 法）が施行された。「訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」をいう（ADR 法一条）。弁護士又は弁護士法人でなくても、法務大臣の認証を受けた「認証紛争解決事業者」が、報酬を得て和解の仲介の業務を行うことができるようになった。
- (3) 行政書士法一条の二、一条の三。
- (4) 二〇〇一年一二月、政府は改革審意見に基づく司法制度改革を推進するため、二〇〇一年三月「司法制度改革推進法」に基づく「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。
- (5) 二〇〇〇年、高度情報通信ネットワーク社会の形成を促進する目的で IT 基本法が制定された。
- (6) 日本国弁護士連合会「弁護士白書二〇二一年版」六四頁。「弁護士白書二〇一六年版」五三頁。

## 隣接法律専門職の業務範囲と弁護士法七二条

(7) 業法は、一般に「特定の業種の営業の自由を制限する内容の法律」という意味で使用される。ここでは弁護士法、司法書士法など各法律専門職の制度を定める法律をいう。

(8) 改革審・前掲注(1)八七頁。弁護士と隣接法律専門職種等との協働について、依頼者の利便の向上を図る観点から、ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）を積極的に推進し、その実効をあげるための方策を講じるべきと述べ、異業種間共同事業については、さらに検討すべきとした。

(9) 福井康太他「専門法律専門職の「専門性」形成のモデル構築・社会保険労務士を手がかりとして」平成三十一年三月、平成二十九—三十年度日本学術振興会挑戦的研究（萌芽）課題番号一七K一八五四〇研究成果報告書。

(10) 総合法律支援法一条では、隣接法律専門職者を「弁護士及び弁護士法人以外の者であつて、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。」とする。

(11) 日本司法支援センター法テラス「令和元年度業務実績等報告書」、一六一一三頁。

(12) 中小企業の事業承継が社会問題化している。黒字でも後継者が見つからず休廃業、解散する企業が毎年四万件以上ある（中小企業庁「中小企業白書二〇二〇年版」、一一三四頁）。

(13) 本稿では、弁護士と隣接法律専門職を含む国家資格者である法律専門職同士の業界問題を検討することを主眼とし、原則として資格を持たない者（一般人、パラリーガル、各士業の補助者などの使用者、コンサルタントなど）の適法、違法行為については取り上げない。

(14) 薬事法判決最大判昭和五〇年四月三〇日最判民集二九巻四号五七二頁。小売市場判決最大判昭和五〇年四月三〇日裁判民集二六巻九号五六六頁。

(15) 最判平成一二年二月八日最判刑集五四巻二号二頁。登記業務を独占業務とする司法書士法一九条一項は公共の福祉に合致した合理的なもので憲法二二条一項に違反するものでないと判断された。

(16) 改革審意見書（八七頁）において、弁護士法七二条の規制対象について明確化すべきであると指摘された。

(17) 司法書士、土地家屋調査士は法務省、行政書士は総務省、税理士は国税庁、社会保険労務士は厚生労働省など。

(18) 行政書士の場合、一定の行政事務に十七年から二十年以上携わってきた公務員は、行政書士の資格が得られる（法二条六号）。登録資格者の約一八・二%を占める。司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士その他も、それぞれ公務員

歴による資格取得が規定されている。

- (19) 福原忠男「増補弁護士法」（第一法規、一九九〇年）、二七六—二九九頁。日本弁護士連合会調査室編「条解弁護士法第五版」（弘文堂、二〇一九年）、六三三—六七六頁。塚原英治「弁護士法七二条をめぐる問題点と改革の方向」自由と正義五一卷七号（二〇〇〇年）五一—六五頁など。
- (20) 東京高判昭和三九年九月二九日高裁判刑集一七卷六号五九七頁。札幌高判昭和四六年一一月三〇日刑裁月報三卷一一号一四五六頁。
- (21) 東京地判昭和三八年一二月一六日高裁判刑集一七卷六号六〇一頁。
- (22) 福原・前掲注（19）二八八頁。裁判例では、札幌地判昭和四五年四月二四日、判タ二五一号三〇五頁。日本弁護士連合会調査室・前掲注（19）六四八頁。
- (23) 首相官邸ホームページ、法曹制度検討会（第二回）議事録、平成一五年一二月八日
- <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai24/24gijirokuhtml/>（110111年一一月七日最終閲覧）。
- (24) 最判平成二三年七月二〇日刑集六四卷五号七九三頁。
- (25) 三浦透「最高裁判所判例解説刑事篇平成二二年度」（法曹会、二〇一〇年）一一六頁。
- (26) 判例タイムズNo.一三三三（判例タイムズ社、二〇一〇年）一一六頁。
- (27) かつて書きに注意。他の法律において制限されているものは対象外である。
- (28) 刑法一五九条の私文書偽造罪に関する判例の「事実証明に関する書類」の定義と同義（最判昭和二三年九月一六日刑集一二卷二三号三〇三一頁）。
- (29) 地方自治制度研究会編「詳解行政書士法第四次改訂版」（ぎょうせい、二〇一六年）二二二頁。
- (30) 地方自治制度研究会・前掲注（29）三三三—五〇頁。
- (31) 兼子仁「新一一版行政書士法コメンタール」（北樹出版、二〇二一年）三八頁。
- (32) 地方自治制度研究会・前掲注（29）五一—五四頁、兼子・前掲注（31）三六、四二—四三頁。
- (33) 日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）は、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨を付記しなければならないとされている（法七条の三）。特定行政書士の割合は八・五%（二〇二一年九月現在）。

(34) 矢部祐介「行政書士法の一部を改正する法律について」地方自治（令和二年三月号第八六八号）地方自治制度研究会  
編など二二一—三三頁。

(35) 事務所への立入調査権も持つ（法一二条の二二）。

(36) 二〇〇三年の改正において、一般市民からの懲戒請求制度が法定された（法一四条の三第一、二二項）。同時に懲戒規律を強めるため「戒告」処分が追加され（法一四条、一四条の二）、「懲戒処分」は公表されることになった（法一四条の五）。

(37) 兼子・前掲注（31）八頁。

(38) 行政書士法は各都道府県に一つの行政書士会（以下「単位会」という。）を設けることを規定しており（法一五一条第一項）、行政書士は、日行連に登録後、当然事務所の所在地の単位会に入会する（第一六条の五）。

(39) 兼子・前掲注（31）六頁。地方自治制度研究会・前掲注（29）三一二二頁。

(40) 名称独占資格とは、有資格者以外はその名称を名乗ることを認められていない資格のこと。

(41) 懲戒処分の広告（法一四条の五）、日行連「事業、財務及び懲戒処分等の情報公開等に関する規則」公表する事項（二条五号、六号）、都道府県知事による懲戒処分（五条）、単位会長の处分（六条、七条）、公表の方法（一〇条）。

(42) 兼子・前掲注（31）一五一頁。

(43) 会報誌には、第三者の個人情報などが配慮されるため全ての懲戒処分が掲載されているわけではない。

(44) 経営事項審査の略称。公共工事を請け負う際に必要な経営に関する審査のこと。

(45) 「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ」二〇一九年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定 [https://www.kantei.go.jp/singi/it2/cio/kettei/20190418kettei\\_1-1.pdf](https://www.kantei.go.jp/singi/it2/cio/kettei/20190418kettei_1-1.pdf) (二〇二一年一月二〇日最終閲覧) 三二頁。

(46) 「家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等」遺産分割事件件数 [https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/09\\_houkoku\\_5\\_kai.pdf](https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/09_houkoku_5_kai.pdf) (二〇二一年一月二十五日最終閲覧) 一六〇頁。

(47) 判例タイムズ一四五三号110頁。

(48) 東京地判平成五年四月二二日判例タイムズ八一九号二二七頁。

- (49) プロフェッショナルとしての法曹論については、渡辺千原「プロフェッショナル概念再考——ポスト司法制度改革期の弁護士役割論に向けて」（『現代日本の法過程』宮澤節生先生古稀記念 信山社、二〇一七年）四四九頁。
- (50) 改革審・前掲注（1）七頁。